

行政書士法改正に反対する会長声明

日本行政書士会連合会は、行政書士法を改正し、「行政書士が作成し、官公署に提出した書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立てについて代理すること」を行政書士の業務範囲とすることを求めてそのための運動を推進してきたところであるが、今国会において、議員立法により、同法改正法案が提出される可能性があるとされている。

しかし、代理権の範囲にかかわらず、行政書士に行政不服申立代理権を付することは国民の権利利益の擁護を危うくするおそれがあり、容認できない。日本弁護士連合会が2012年（平成24年）8月10日に会長声明で反対の立場を表明したのを始め、既に各地の弁護士会が会長声明で反対の立場を表明しているところであるが、当会も、以下の理由から反対の意見を表明する。

第1に、行政書士の主たる業務は、行政手続の円滑な実施に寄与することを主目的として、行政庁に対する各種許認可関係の書類を作成し提出するというものであり、その職務の性質上、行政庁の違法・不当な行政処分の是正を求める行政不服申立制度とは、本質的に相容れない。

第2に、行政不服申立ての代理人を務めるには、その能力担保が充分とはいえない。行政不服申立てに当たっては、行政訴訟の提起も十二分に視野に入れる必要があり、行政不服申立ての代理人となるには、より高度な専門性と慎重かつ適切な判断が不可欠である。

第3に、行政書士については、倫理綱領が定められているものの、当事者の利害や利益が鋭く対立する紛争事件の取扱いを前提とする弁護士倫理とは内容的に異なっており、行政書士において紛争事件を取り扱うだけの職業倫理が確立しているとはいえない。

第4に、仮に行政書士が行政不服申立ての代理権を獲得したとしても、その活動分野は限定されることが予想され、影響は小さいとの指摘があるが、国民の権利利益に影響する問題を活動分野の大小で計ること自体が大いに問題である。

第5に、弁護士は、出入国管理及び難民認定法、生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉法に基づく行政手続等において、行政による違法・不当な処分から社会的弱者を救済する実績を上げており、ことさら行政書士に代理権を付与しなければならないという社会的必要性も存在しない。

以上のとおり、当会は、行政書士法の改正による行政不服申立代理権の付与に強く反対するものである。

平成26年6月4日
茨城県弁護士会 会長 後藤 直樹